

## ④ 年末調整による過誤納税額

**Q** : 年末調整をしたところ、税金を納めすぎていたことになりました。この処理はどのようにしたらいいですか？

**A** : 年末調整を行った月分として納付する源泉徴収税額から差し引く方法、税務署から還付してもらう方法があります。

### 【解説】

本年中に源泉徴収した税額が年末調整による年税額より多かった場合の過納額は、次の方法により調整します。

#### ① 給与支払者から還付する場合

年末調整による過納額は、年末調整を行った月分として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引いて過納となった人に還付します。還付しきれないときは、その後に納付する源泉徴収税額から差し引いて順次還付していくことになります。

#### ② 税務署から還付する場合

以下のようなケースで、給与支払者が納付する源泉徴収税額から過納額を還付できないという場合には、税務署から給与支払者に一括して還付されるか、過納となった各人に直接還付されることになります。

- ・ 解散、廃業により給与支払者でなくなったケース
- ・ 徴収して納付する税額が全くなくなったケース
- ・ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるケースで一定の場合

